

# 大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

## 1 調査概要

### (1) 調査の実施経緯及び目的

本委員会は、大震災復興に関する本県の課題と対応施策を調査・検討するため、令和6年12月11日に設置された。調査事項は、①東日本大震災からの復興完遂に向けた諸課題について、②東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）事故に起因する諸問題についての2点である。執行部事業概要説明、参考人招致及び県内外の現地調査により、現状の把握と課題整理を行うとともに、本県議会として東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する要請活動及び復興庁への要望活動を行った。

### (2) 執行部事業概要説明

ア 令和元年12月に閣議決定された「復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、被災者的心のケアに関する取組を継続。震災対応型の精神障害者アウトリーチ事業で、精神科医療機関専門職等による訪問支援を実施したほか、仙台市が行う被災者的心のケア対策事業に対する補助を実施した。

イ 令和2年8月に、翌年度以降の「宮城県心のケア取組方針」を策定、「みやぎ心のケアセンター」を継続しながら、その活動を市町、県保健所及び精神保健福祉センターの地域精神保健福祉活動に移行してきた。

心のケアセンターの令和7年度の活動終了に向け、引き続き市町や関係機関との連携を図りながら、地域精神保健福祉活動への円滑な移行を進め、蓄積された経験の継承に努める。

ウ 心のケアについては、令和8年度以降を見据え、地域の実情に即した支援の在り方について継続して各圏域で検討を進めるとともに、市町の支援にも取り組む。

エ 震災後の児童生徒を取り巻く生活環境や家庭環境が多様化・複雑化してきており、児童生徒の様々な問題などが増加している。「みやぎ子どもの心のケアハウス」を設置し支援を行っているが、ケアハウスにおける相談件数が年々増加傾向にあるため、教育相談体制の更なる充実を図る。

オ 自治会活動への参加者減少や役員の担い手不足が課題である。地域コミュニティー再生支援事業を通じて自治会の自発的な取組を支援している。令和6年度には80件の自治会活動支援を実施した。

カ 震災伝承や記憶の風化をさせないための取組を継続中である。「みやぎ東日本大震災津波伝承館」の来場者数は年間約5万人となった。学校等の研修目的での来館者数が増加傾向にある。

キ 震災伝承等について、本県ではSNSを活用した情報発信や広報紙の発行の取組を実施している。

ク 仙台市宮城野区岩切地区における仙台貨物ターミナル駅移転事業については、駅本体工事が着実に進められており、今後も移転促進のために鉄道事業者を支援していく方針である。

ケ 宮城野原広域防災拠点整備事業については、令和4年4月から暫定整備地（約2ヘクタール）の運用を開始、令和5年度の公共事業再評価では本県行政評価委員会から「事業継続は妥当」との答申を受けている。宮城野原地区の広域防災拠点の整備完了は令和14年度を予定している。

圏域防災拠点については、防災職員研修や総合防災訓練を通じて、職員能力と運用安定性を強化していく。

- コ 復興に向けた主な取組の進捗については、災害公営住宅整備などの復興事業はほぼ完了しているが、防潮堤等の災害復旧・復興状況において未完了箇所がある。
- サ 福島原発事故に関する対応については、本県では「事故被害対策基本方針」を策定し、被害を受けた事業者等への支援、風評被害対策、女川原子力発電所の避難道路整備など関連事業を推進中である。
- シ 放射性物質汚染廃棄物の処理が進められている。県内の指定廃棄物の保管量は約2,800トンである。
- ス 本県の復興基金の状況と今後の運用については、東日本大震災復興基金と地域整備基金の残高は合計約137億円、令和6年度末の残高は約119億円となる見込みだが、国からの支援が終了した場合、復興基金の枯渇が懸念される。
- セ 令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）に対する本県の支援状況については、発災直後から広域応援本部を設置し、迅速な支援を実施している。今後も復興に向けた支援を継続する方針である。

### （3）参考人意見聴取

- ア 東京電力  
執行役員福島復興本社 副代表 弓岡 哲哉氏ほか
- （ア）2号機の燃料デブリについて、令和6年に初めて小石大（0.9グラム）のデブリを試験的に取り出し分析を行い、ウラン、鉄、ジルコニウムなどの燃料由来物質を確認した。令和7年度も引き続き試験的に取り出しを実施予定である。現在、約4,700人が現場で作業に従事している。  
発電所敷地内の空になったタンクを順次解体し、その跡地にデブリ取り出し関連施設を建設予定である。

(イ) A L P S (多核種除去設備) 等処理水（以下「処理水」という。）の海洋放出は令和5年8月から実施、令和33年まで継続予定である。放出量は、令和6年度は約55万5000トン（トリチウム12.7兆ベクレル）であった。発電所運転時の基準（22兆ベクレル）を下回っている。トリチウム濃度は国の基準（1リットル当たり1,500ベクレル）を大幅に下回る。海洋モニタリングでも異常はない。ヒラメやアワビの長期飼育試験でも影響が見られず、IAEA（国際原子力機関）のレビューでも国際安全基準を満たしているとの評価である。韓国や中国の専門家も参加して、測定最終確認を行うK4タンクで処理水をサンプリング済みである。

(ウ) 賠償金支払いや地域支援については、担当者を仙台事務所に常駐させ、会計士も同行して事業者を訪問するなど手続の改善に努めており、また証憑の提出が難しい場合は代替資料の提出を認めている。

(エ) 地域経済の支援については、国分グループ本社株式会社と包括連携協定を締結し、本県産品の流通回復を後押ししているところである。

#### イ 一般社団法人こころスマイルプロジェクト

(ア) 子どものグリーフケア 共同代表 遠藤 伸一氏

a 東日本大震災により大切な存在である自身の子供を失い、また避難所にもすぐに入れず、命をつなぐだけの生活を経験した。子供を探しながら遺体安置所を巡る日々であった。第三者からの支えに救われ、生き延びる力を得た。

b 深い悲しみにある親のいる家庭では、子供は「良い子」を演じて心に大きな傷を抱えてきた。14年経っても、震災を経験した子も震災を知らない子も、心に影響を引きずっている。

c 「心の復興」には終わりが見えず、今も支えが必要である。

- d 本法人の活動は、助成金を受けず全国からの寄付で活動を継続中。子供一人一人のタイミングに合わせ、毎週1回のグリーフケアを開催している。マニュアルよりも「子供が来たいと思った時に来られる場づくり」を重視している。自傷行為など深刻なケースもあるため、丁寧な寄り添いが不可欠である。
- e 子供が「自分で選ぶ」体験を通じて心を取り戻す場を作る「駄菓子屋ワゴン」、瓦礫を削って磨き上げることで「人との関わりで傷も癒える」ことを体験するワークショップなど活動を工夫している。
- f 「今」を守るのは大人の役目であり、活動の究極の目的は「将来、子供たちが幸せに生きられること」である。将来的に活動が不要になることが理想だが、今はまだ必要である。
- g 皆に「心の復興の必要性」を改めて考えてほしい。

(イ) 代表理事 志村 知穂氏

- a 東日本大震災で被災し、行政や他の支援から漏れてしまった子供たちの心のケアを目的として設立された本法人の代表である。震災から14年が経過した現在も、家族を亡くした子供やその親、また子供を亡くした親のグリーフケアを中心に活動している。
- b 「非日常の体験」を重要視し、週末に開催するグリーフプログラムでは、同じ境遇の子供たちが集まり、遊びやアートを通して悲しみを共有し、癒しを得る場としている。  
また、月に1度の「子ども食堂（夕食会）」は、みんなで料理を作り温かい食卓を囲むことで、心の安定や食育を目的としている。季節のイベントや誕生日祝いも行い、「一人ではない」という気持ちを育み、自己肯定感を高めるサポートに取り組んでいる。
- c 日常のサポートの中で、「子どもアートセラピー」を通じ、言葉にできない不安や悲しみを絵や遊

びで表現してもらい、心の問題が深刻化するのを防ぐ支援を実施している。また、震災の記憶がない子供でも、無意識のうちに津波と関連付けてしまう事例や、鉛筆をかむような行動が見られる事例について、アートセラピーで改善した例もあり、グリーフケアは重要である。

- d 親の心の安定が子供の心のケアに重要であると考え、親へのサポートとして面談や家庭訪問、24時間体制での電話相談などを実施。同じ境遇の母親同士が気持ちを分かち合うピアカウンセリングも実施中である。
- e 震災から14年が経った今も、グリーフを抱え続ける子供たちの課題は次の通り。①進学や就職などの人生の節目に相談できる大人の不在、②亡くなった兄弟の身代わりを演じてしまい、自己肯定感が低いまま育つ子供の多さ、③親に心配をかけたくないという思いから悲しみやストレスを内に溜め込み、不登校や自傷行為に及ぶ子供の存在、④成長後に人生の節目で改めて震災に向き合い、辛い気持ちが再燃する事例の存在。
- f 自らが運営する団体の財政面については、行政からの支援をこれまで1円も受けたことがなく、ほとんどが個人の寄付や代表の私財で運営されているのが現状である。グリーフケアは病気ではないため「治る」ものではなく、年齢によって感じ方も異なるため、今後も継続的な支援が必要である。
- g 震災だけでなく、自死や事故などで家族を亡くした子供たちにも、これまでのグリーフケアの手法を応用していく、今後も活動を続けていく。

#### (4) 県内調査

ア 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会（石巻市）

（ア）東日本大震災発災後から平成26年度まで、石巻市から委託を受け、災害ボランティアセンターを設

立及び運営を行った。地域福祉コーディネーターを配置し、仮設住宅やみなし仮設住宅に住む被災者の個別支援やコミュニティー形成を支援したほか、住民の孤立や生活トラブルが増加する中、多職種連携による支援体制の構築にも取り組んだ。

- (イ) 平成27年度から平成29年度までは、仮設住宅から復興公営住宅への生活の移行に伴い、コミュニティーの再構築が主な課題となり、被災者の生活が大きく変化した時期と重なったため、生活安定に向け個別支援や活動支援に注力した。
- (ウ) 平成30年度以降、復興公営住宅の整備が完了し、被災者支援から通常の生活支援へと活動内容が変化していった。被災者と一般の市営・県営住宅入居者の生活環境の重なりなど、コミュニティーが多様化したため、住まいの形態にとらわれず、地域全体を支援する取組へとシフトした。
- (エ) 高齢化による活動の担い手不足や、複合的な生活課題を抱える世帯の増加などの全国的な課題にも直面している。
- (オ) 同法人の復興支援員は、震災直後に145人配置されたが年々減少しており、現在は市の単独事業として一部継続されているものの、今後も継続的な支援が必要と認識している。
- (カ) 震災直後から、行政、N P O、地域住民、企業、学校など、多様な関係者との連携を重視してきた。特徴的な取組として、介護施設による子どもたちへの福祉学習支援などがある。

#### イ 女川町

- (ア) 公民連携によるまちづくりと復興の進捗
  - a 町は住民との対話を重ね、公と民が一体となる「公民連携」の下、復興計画を推進してきた。復興まちづくりワーキンググループやデザイン会議を設置し、住民の意見を広く取り入れた。岩手県紫波

町の先進事例等からも学び、住民参加型のまちづくりを進めたことが、スピーディーな復興につながった。

- b 高台に住宅地を、海側に商業施設や産業の場を配置する「ひな壇造成」を行い、町全体を一つの防潮堤とみなす考え方を実践し、「減災を基本としたまちづくり」を推進した。
- c 町民か否かを問わない「活動人口」の増加により町の活力の維持及び向上を図っている。
- d ハード面の復興はほぼ完了しており、今後は人口減少や経済状況の変化に対応しながら、更なる取組が必要である。

(イ) 産業の復興について

- a 町の主要な養殖業を占めるギンザケ、ホタテ、カキ及びホヤは震災後順調に回復したものの、近年は海水温の上昇などの影響で数量・出荷額等は大きく減少している。既存の養殖種の不振を受け、高水温に強い種苗の活用や、サバの海面養殖などの新たな養殖種の導入を検討中である。
- b 漁業経営体や組合員数が減少する一方で、従事者の平均年齢は上昇しており、水産業の基盤が揺らいでいるという危機感を持っている。

(ウ) 心のケアについて

- a 平成23年5月、「女川町心と体と暮らしの相談センター（通称：ここからセンター）」を設立した。町を8つのエリアに分け、専門職と一般の相談員が常駐し、家庭訪問や健康調査を実施した。
- b 専門職だけでは対応しきれない課題に対し、住民を対象とした「聞き上手ボランティア養成講座」を実施し、地域全体で支え合う仕組みを構築した。
- c 復興予算の終了や、震災を経験した保健師の退職が進む中、専門的な心のケアを必要とする人々へ

の継続的な支援が課題である。

(エ) 出島大橋の防災対策について

- a 出島大橋（以下「大橋」という。）の現地視察を行い、女川町担当職員から説明を受けた。出島の人口は令和7年4月30日現在、91人となっている。災害時の避難所については、島内に津波等避難所2か所、放射線防護対策施設1か所となっている。
- b 従来の出島の災害対応については、夜間・救急対応で防災ヘリによる搬送が必要などの課題が残っていた。大橋の開通により、消防・救急車両の直接乗り入れが可能となり、地域の孤立解消に向け大きな改善となった。
- c 出島は東北電力株式会社女川原子力発電所から距離が近く、P A Z（予防的防護措置を準備する区域）に区分されており、一定の段階で住民の避難が必要となる状況にある。

これらの原子力災害時の避難体制についても、大橋の開通により見直しを行い、船舶や空路での避難から陸路を使用したものとなり、より迅速な避難が可能となるよう改善が図られた。

(オ) 意見交換会

町担当課への調査終了後、出席者による意見交換会を開催し、町の復興の進捗や課題などについて情報共有を行った。町議会及び町から、一般国道398号（崎山トンネル～尾浦地区間）の狭隘部分の改良について、災害発生時の住民避難に支障が生じるおそれがあるとして、本委員会に要望がなされたほか、水産業振興を見据えた、3倍体牡蠣養殖への取組などについて情報共有がなされた。

ウ 東北電力株式会社女川原子力発電所（女川町）

- (ア) 発電所1号機は震災以降停止、平成30年に廃止措置が決定し、核燃料を3号機の使用済み燃料プ

ルに移動する作業を進行中である。2号機は令和6年5月に新規制基準適合のための安全対策工事が完了し、同年11月に再稼働、現在も営業運転を継続しており、来年には定期検査を予定している。3号機はまだ新基準適合申請は行っていないが、申請に向けた地質調査などの準備作業を進行中である。

- (イ) 発電所には、社員約600人と協力企業を合わせ、日々約3,000人が働いている。安全対策工事のピーク時には、協力企業が約5,400人まで増え、総勢約6,000人となっていた。
- (ウ) 基準となる津波の高さを23.1メートルに見直し、さらに高い海拔29メートルの防潮堤を約800メートルにわたって設置するなど、発電所の防災対策を実施している。

## エ 仙台港高砂コンテナターミナル

- (ア) 東日本大震災の津波により、仙台港は瓦礫で閉塞し、岸壁やガントリークレーンが倒壊するなど、甚大な被害を受けたが、発生翌月の4月には一般船舶の利用を再開するなど、迅速な復旧を推進した。その後、新たな岸壁や埠頭用地の整備や防潮堤の築造を行い、令和5年3月に全ての復旧・復興工事が完了した。
- (イ) 仙台港の貨物取扱量は、震災直後に激減したものの、翌年には震災前の水準を上回りV字回復となつたほか、コンテナ貨物取扱量は平成27年に震災前の取扱量を超え、令和元年にはピークを記録した。
- (ウ) クルーズ船の寄港数は外国クルーズ船を含め増加傾向である。令和7年度は13隻が寄港予定である。
- (エ) 船舶の大型化と港内の混雑に対応するため、「せんだいポートラジオ」を導入し、港湾機能の復旧に加え機能強化を図った。
- (オ) せんだいポートラジオ、高砂コンテナターミナル及び陸こうなどの施設整備状況を調査した。

## (5) 県外調査

ア 東京電力（東京都千代田区）

（ア）東京電力福島復興本社代表に対し、副議長から「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を手交し、事故に関する賠償等への迅速な対応等について、本県議会として要請活動を実施した。主な要請事項は次のとおりである。

- a 福島原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施
- b 福島原発事故の早期完全収束の実現

（イ）令和5年8月から海洋放出を行っている処理水による風評被害に関する賠償手続に関して、支払権限を持つ部署の担当者を仙台事務所に駐在させ、事業者への迅速な対応を実施中である。事業者が証憑書類の準備に難航している場合、別の書類での対応や、取引先に直接被害を確認するなど、柔軟な対応を取っていること及び本県や自治体への賠償についても、担当者が直接訪問し請求書の作成支援や必要書類の収集を手伝うことで、支払いの早期化を目指している。

（ウ）処理水の海洋放出は現在13回目（今年度2回目）となっているが、設備や海域のモニタリングで異常は確認されていない。今後も新たな風評被害を発生させないため、IAEAのレビューを受けながら、科学的根拠に基づいた情報を国内外に透明性高く発信し続ける方針である。

（エ）国分東北株式会社との連携を通じて、県内の事業者を総合展示会へ誘致し、本県産品の販売拡大につながるよう、商談機会を提供する取組を実施中である。

イ 復興庁

（ア）鈴木復興副大臣に対し、副議長より「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を手交し、東日本大震災からの復旧・復興対策に関する対応等について、本県議会として要望活動を実施した。主な要

望事項は次のとおりである。

a 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

b 福島原発事故の損害賠償に対する支援

c 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援 ほか

(イ) コミュニティー形成や子供の居場所づくり等の中長期的な課題へは継続的に対応が必要である。福島原発事故の風評被害に伴う本県産品に対する外国の輸入規制について、外交ルートを含むあらゆる機会を通じた規制撤廃に取り組む。震災の記憶と教訓の伝承活動は次世代への防災教育として重要であり、政府全体でどのように支えていくか、総務省の政策なども含めて検討していく。

#### ウ 内閣官房防災庁設置準備室

(ア) これまで政府全体の防災対策は内閣府防災担当が担ってきたが、人員が限られているため、大規模災害発生時には平時の防災計画業務を中断せざるを得ない状況にあった。

(イ) 今後発生が懸念される南海トラフ地震等に備え、国全体の防災力を根本から向上させるため、令和8年度中の防災庁設置を目指す。防災庁は事前防災から災害対応、復旧・復興まで一貫し、政府全体の司令塔としての役割を果たすことを想定しており、大規模災害発生時でも事前防災を継続できるよう、十分な予算と人員を確保する。

各省庁からの短期派遣に頼らず、防災のエキスパートを育成し、組織としての専門知識を継続的に蓄積できる体制を構築するほか、政府全体の防災対策をリードできるよう、他省庁への勧告権を持つことを構想中である。

(ウ) 能登半島地震による避難生活環境の課題改善など、被災者支援体制の強化に取り組むほか、防災D

Xの推進、国民の防災教育及び国と県の広域連携を進める。

## エ 和歌山県

(ア) 南海トラフ地震の震源域に近く、地震発生から3分という非常に短い時間で津波が到達する地域（津波避難困難地域）があることから、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」（平成26年10月策定）に基づき、津波避難タワーや避難路の整備を進め、津波からの早期避難に重点を置いている。避難路の整備件数（累計）については、平成22年度の20件から令和5年度には1,007件と大幅に増加している。

また、地域経済の拠点となる港湾や漁港の既存堤防について、上部工のかさ上げや、基礎工のかさ上げ・拡幅など粘り強い構造に整備し、津波の勢いを弱め避難時間を確保する取組を推進している。

(イ) 阪神・淡路大震災の教訓から、住宅の耐震化や家具固定の必要性の周知に取り組んでおり、特に旧耐震基準の木造住宅に対しては耐震診断を無料とし、耐震設計・工事に係る補助金制度を整備した。

また、津波避難困難地域からの住み替えに関しても、最大約178万円の補助金制度を整備している。

(ウ) 大規模災害後の迅速な復旧・復興を目指し、被害が想定される沿岸13市町のうち10市町が、事前に復興計画を策定済みである。

(エ) 能登半島地震を教訓とし、同半島と地理的特性や交通基盤に共通項が見られることを踏まえ、①県の現在の防災・減災対策が機能するか、②新たな取組の必要性や能登半島地震を超える被害が発生しないかの視点に基づき、県の防災・減災対策を検証しブラッシュアップを図っている。

(オ) 半島地域で交通が寸断された場合でも迅速に応援を受け入れられるよう、南紀白浜空港の隣接地に、ヘリコプター離発着場や物資輸送拠点を整備するなど機能強化を行う準備に着手している。和歌山県

は関西広域連合に属しており、物資拠点や大規模防災拠点について近隣府県と連携・意見交換を進めている。

(カ) 和歌山県防災センターは「災害に強い県庁」を目指し、平成19年に完成。免震構造を採用し、災害時でも機能が維持できるよう、2系統の電源や地下水なども確保しているとの説明を受けた後、施設の視察を実施した。同県は、県内の全30市町村と共有する「和歌山県総合防災情報システム」を構築し、避難所の開設情報や被害情報などをリアルタイムで共有中。住民向けには、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」を通じ、現在地からの避難所情報などを提供中である。

## 2 総括

本委員会は、県内外における現地調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における東日本大震災からの復興完遂に向けた様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解決に資するべく、地方公共団体や関係団体、国及び関係機関との意見交換や要望・要請活動等を行ってきた。

委員会の調査結果を踏まえ、次のとおり総括する。

### (1) 調査事項① 東日本大震災からの復興完遂に向けた諸課題について

#### ア 被災地における震災復興関連事業について

東日本大震災の発災から14年以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸部においては、道路や河川など基幹的なインフラの災害復旧事業や、被災者の住まいの再建を目的とした災害公営住宅整備などの復興事業はほぼ完了している。

一方で、執行部事業概要説明のとおり、県管理漁港海岸防潮堤事業が未完了となっており、気仙沼市の3地区（大浦・浪板、魚市場前、日門）において課題となっている。和歌山県の取組のように、南海トラ

フ地震に備え、港湾や漁港の堤防の強靭化を図っている事例もあることから、地域住民の安全安心のためにも早期完了に向け事業を推進するべきである。

#### イ 回復途上にある産業・なりわいの下支えについて

県内の産業については、産業再生に向けた基盤整備が完了し、各種支援施策が実施されたが、女川町への調査結果のとおり、漁業においては近年の温暖化による海水温の上昇の影響で、水揚量が依然回復しない事例があることから、宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金の継続が求められる状況である。

また、水産加工業においては事業再開できたにもかかわらず、原材料・人材の不足、販路の喪失等による生産・売上の回復が進まない課題があることから、販路開拓など今後の事業者支援の継続が不可欠となっている。

#### ウ 被災者の心のケアについて

令和8年度以降、国の財政支援が縮小予定であるが、本県においては、執行部事業概要説明の内容や、参考人の意見及び社会福祉法人石巻市社会福祉協議会の事例のとおり、被災者の心のケア、地域コミュニティの再生、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、防災集団移転促進事業の移転元地等の利活用、次世代への震災伝承の取組、不登校や登校困難な児童生徒を対象とした教育相談等の体制の更なる充実、グリーフケア等の継続的な支援が必要な状況であることから、被災市町への財政支援とともに、地域の実情に即した柔軟な対応が必須である。

#### エ 防災・減災対策について

##### (ア) 住宅の耐震化支援について

県内には現在の耐震基準を満たさない建築物が数多く残存しており、大規模地震による倒壊の危険性

が高いため、住宅の耐震化促進は喫緊の課題である。和歌山県の事例のように、特に木造住宅の耐震助成事業は住民の生命を守る有効な施策であり、住宅耐震化支援の一層の周知徹底を図るべきである。あわせて、家具固定等の家庭内減災の周知及び啓発を強化し、被害を最小限に抑える取組を進めることが求められる。

#### (イ) 広域防災拠点や災害対策・危機管理対応施設の整備促進について

災害発生時において、半島部や孤立集落における交通寸断は、本県沿岸部において重大なリスクとなる。県外視察を行った和歌山県も半島特有の地形を有し、同様の課題を抱えていることから、傷病者や物資、救援部隊等の緊急輸送を可能とする航空機活動拠点の機能強化に取り組んでいるものであり、この観点からも、防災体制の中核を担う宮城野原地区の広域防災拠点について、早急に整備を進めることが求められる。

また、和歌山県防災センターの事例のように、免震構造、二系統電源及び地下水確保を備え、災害発生時にも対応可能な、災害対策・危機管理対応施設の整備を本県においても進めるべきである。

#### オ 防災庁誘致の推進について

内閣官房防災庁設置準備室への視察結果のとおり、近年、地震や豪雨等による自然災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国では令和8年度に防災庁の設置を行い、事前防災から災害対応、復旧・復興まで一貫し、政府全体の司令塔としての役割を果たすことを目指している。

本県は、東日本大震災において甚大な被害を受けた経験を持ち、防災・減災・復興における知見が全国的にも高く評価されているが、防災庁が本県に設置されることになれば、災害経験を有する地域での実践的な知見を政策に反映することが可能となり、防災力強化への波及効果が期待できることから、防災庁の

誘致を積極的に推進すべきである。

#### 力 第3期復興・創生期間における施策の対応について

国が令和8年度から5年間を「第3期復興・創生期間」と定めたことに伴い、復興に向けた課題解決を目的として引き続き支援が行われるが、本県においても、震災の記憶・教訓の伝承とともに、心のケアや防災教育など様々な課題を解決し、震災からの真の復旧・復興を成し遂げることが引き続き必要であり、切れ目のない支援や恒常的・主体的な施策を講じていくことが求められている。

#### (2) 調査事項② 福島原発事故に起因する諸問題について

国は令和3年4月に「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定し、東京電力は、令和5年8月24日から処理水の海洋放出を開始している。

本県の農林水産業においては、原発事故後から、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない本県產品の禁輸措置により、風評被害による販売不振、価格下落及び販路縮小が発生している状況であるが、処理水の海洋放出後、更に影響は深刻な事態に陥っている。

国と東京電力は新たな風評被害を生じさせないよう、国民及び国際社会へ向けた科学的根拠に基づく説明と理解醸成、分かりやすい情報発信の取組の強化とともに、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、安全最優先の工事など、廃炉の完遂に向けた万全な対策を実施していくことが必要不可欠である。

また、東京電力は福島原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、原発事故に起因する被害が存在する限り、賠償金の迅速かつ十分な支払に向けて、更なる社内体制や手続の見直しを行うほか、本県產品の魅力発信、消費拡大を通じた需要創出の取組も含め、あらゆる手立てを講じ万全を期すことが必須である。

のことから、同社に対し参考人意見聴取を行った上で、事故に関する賠償等への迅速な対応等について、本県議会として要請活動を実施したものである。

以上の状況を踏まえ、県に対しては、国及び東京電力に対して引き続き厳正な姿勢で臨むとともに、風評被害を最小限に抑えるよう、県産農林水産物の信頼確保、販路拡大や海外市場への積極的な情報発信を引き続き推進することを求める。

### (3) 本県議会の今後の活動について

本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くものである。福島原発事故の風評被害を含め、様々な課題の的確な把握とその解決に向け、本県議会として継続的に国及び県等への働きかけを行う必要があることから、次期においても引き続き本調査事項に係る調査特別委員会を設置し、本県の復興と広く防災力の向上に資するよう、より精緻な調査活動を展開し、本県の本当の意味での復興の完遂を目指し、全力を傾注する必要がある。

以上、今後の本県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、報告とする。

令和7年11月26日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 村上久仁

宮城県議会議長 高橋伸二 殿

## (参考) 活動概要

### 1 執行部事業概要説明

日 時 令和7年1月31日（金曜日） 午後1時から午後2時40分まで

対応者 総務部副部長 大町 久志

復興・危機管理部副部長 小嶋 淳一

環境生活部副部長 佐藤 健二

保健福祉部副部長 武田 健久

経済商工観光部副部長 千坂 守

農政部副部長 横 信弥

水産林政部副部長 安住 浩志

土木部副部長（技術担当） 阿部 成幸

企業局副局長兼公営事業課長 早坂 孝行

教育庁義務教育課長 本田 史郎ほか

### 2 参考人意見聴取

#### （1）東京電力ホールディングス株式会社（東京都千代田区）

日 時 令和7年4月14日（月曜日） 午前10時から午前11時41分まで

参考人 執行役員福島復興本社 副代表 弓岡 哲哉氏

福島復興本社 副代表 石崎 年博氏

フェロー 福島第一廃炉推進カンパニー A L P S 処理水対策責任者 松本 純一氏

福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉コミュニケーションセンター副所長 木元 崇宏氏  
仙台事務所 所長 川島 貴洋氏

内 容 福島原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針等について  
福島原発の廃炉及び汚染水の現状と対策について  
処理水の現状と今後の取組等について

(2) 一般社団法人こころスマイルプロジェクト（石巻市）

日 時 令和7年7月10日（木曜日） 午前10時から午前11時42分まで

参考人 子どものグリーフケア 共同代表 遠藤 伸一氏  
代表理事 志村 知穂氏

内 容 あの日から14年～子どものグリーフケア活動を通じて感じたことについて  
家族を亡くした子どもと親に寄り添う～グリーフケアの今について

### 3 県内調査

(1) 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会（石巻市）

日 時 令和7年5月12日（月曜日）午前10時30分から正午まで

対応者 常務理事兼事業統括監兼事務局長 佐々木 豊明氏  
事務局次長兼総務課長 工藤 雅弘氏  
主幹兼施設長 今野 啓夫氏ほか

内 容 東日本大震災発災後の被災者支援及び災害公営住宅入居者への支援の概要や現状の課題について

(2) 女川町

日 時 令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）午後 2 時から午後 5 時まで

対応者 女川町議会議長 佐藤 良一氏

女川町議会事務局長 田浦 嘉則氏

女川町長 須田 善明氏ほか

内 容 出島大橋の概要及び出島の災害対策について、復興の進捗状況について、原子力防災対策について、心のケア支援について及び意見交換会

### （3）東北電力株式会社女川原子力発電所（女川町）

日 時 令和 7 年 5 月 13 日（火曜日）午前 9 時から正午まで

対応者 女川原子力発電所長 諸井 瞳氏

女川駐在地域統括 土田 茂氏

技術統括部長 鈴木 邦章氏

宮城支店長 渡辺 隆夫氏

電源立地部部長 川原 敬浩氏ほか

内 容 東北電力女川原子力発電所の防災対策について

### （4）仙台港高砂コンテナターミナル

日 時 令和 7 年 5 月 13 日（火曜日）午後 2 時 30 分から午後 4 時まで

対応者 宮城県仙台塩釜港湾事務所長 零石 光治

内 容 仙台港の震災からの復興状況について

## 4 県外調査

(1) 東京電力ホールディングス株式会社（東京都千代田区）

日 時 令和7年7月24日（木曜日）午前10時から午前10時30分まで

対応者 常務執行役福島復興本社 代表 秋本 展秀氏

執行役員福島復興本社 副代表 弓岡 哲哉氏

福島復興本社 副代表 石崎 年博氏

福島原子力補償相談室 室長 山崎 憲人氏

執行役員福島第一廃炉推進カンパニー A L P S 処理水統括 佐藤 学氏

福島原子力補償相談室 仙台事務所長 川島 貴洋氏

内 容 福島原発事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び福島原発事故の早期完全収束を求める  
要請活動

(2) 復興庁

日 時 令和7年7月24日（木曜日）午前11時から午前11時15分まで

対応者 復興副大臣 鈴木 憲和氏

内 容 震災からの復旧・復興対策に係る要望活動

(3) 内閣官房防災庁設置準備室

日 時 令和7年7月24日（木曜日）午前11時30分から正午まで

対応者 参事官補佐 大山 璃久氏

主査 村上 周平氏

内 容 防災庁設置準備室の概要及び防災庁の設置計画について

(4) 和歌山県

日 時 令和 7 年 7 月 25 日 (金曜日) 午前10時から午前11時30分まで

対応者 危機管理部長 中村 吉良氏

同 防災企画課長 大畠 敦義氏

同 災害対策課長 花田 直也氏ほか

内 容 和歌山県の大規模災害対策（特に南海トラフ地震をはじめとする地震・津波対策）の概要について

和歌山県防災センター及び和歌山県総合防災情報システムの概要について